七十四　唐津信用金庫
七十五　九州ひぜん信用金庫
七十六　たちばな信用金庫
七十七　熊本第一信用金庫
七十八　大分みらい信用金庫
七十九　高鍋信用金庫
八十　南郷信用金庫
八十一　鹿児島信用金庫
八十二　鹿児島相互信用金庫
八十三　釧路信用組合
八十四　青森県信用組合
八十五　仙北信用組合
八十六　山形中央信用組合
八十七　いわき信用組合
八十八　相双五城信用組合
八十九　会津商工信用組合
九十　那須信用組合
九十一　ぐんまみらい信用組合
九十二　東京厚生信用組合
九十三　江東信用組合
九十四　中ノ郷信用組合
九十五　七島信用組合
九十六　第一勧業信用組合
九十七　ハナ信用組合
九十八　中央商銀信用組合
九十九　相愛信用組合
百　新栄信用組合
百一　太陽信用組合
百二　三條信用組合
百三　塩沢信用組合
百四　山梨県民信用組合
百五　都留信用組合
百六　あすなろ信用組合
百七　富山県信用組合
百八　金沢中央信用組合
百九　愛知県中央信用組合
百十　三河信用組合
百十一　益田信用組合
百十二　滋賀県信用組合
百十三　のぞみ信用組合
百十四　淡陽信用組合
百十五　朝銀西信用組合
百十六　信用組合広島商銀
百十七　備後信用組合
百十八　山口県信用組合
百十九　香川県信用組合
百二十　福岡県南部信用組合
百二十一　とびうめ信用組合
百二十二　宮崎県南部信用組合

佐賀県唐津市大名小路三百十番地の三十五
佐賀県武雄市武雄町大字富岡八千八百九十四番地
長崎県諫早市八坂町一番十号
熊本県熊本市中央区花畑町十番二十九号
大分県別府市駅前本町一番三十一号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町六百七十三
宮崎県日南市吾田東四丁目一番一号
鹿児島県鹿児島市名山町一番二十三号
鹿児島県鹿児島市泉町二番三号
北海道釧路市北大通九丁目二番地
青森県青森市大字浜田字玉川二百七番一
宮城県栗原郡若柳町字川北中町十一番地
山形県長井市本町一丁目三番三号
福島県いわき市小名浜花畑町二番地の五
福島県相馬市中村字大町六十九
福島県会津若松市中央一丁目一番三十号
栃木県那須塩原市永田町六番地九号
群馬県高崎市田町百二十五番地
東京都新宿区西新宿六丁目二番十八号
東京都江東区住吉二丁目六番八号
東京都墨田区東駒形四丁目五番四号
東京都大島町元町四丁目一番三号
東京都新宿区四谷二丁目十三番地
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十九番十号
神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目三番地
神奈川県愛甲郡愛川町半原四千百七十七番地
新潟県新潟市江南区旭二丁目一番二号
新潟県阿賀野市中央町一丁目九番一号
新潟県三条市興野三丁目十一番十二号
新潟県南魚沼市塩沢千百九十八番地
山梨県甲府市相生一丁目二番三十四号
山梨県富士吉田市下吉田二丁目十九番十一号
長野県松本市元町三丁目四番四十五号
富山県富山市大手町三番五号
石川県金沢市上近江町十五番地
愛知県碧南市栄町二丁目四十一番地
愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
岐阜県下呂市森六百九十番地一
滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号
大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号
岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
広島県広島市中区西平塚町四番十二号
広島県福山市野上町三丁目二番三号
山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
香川県高松市亀井町九番地十
福岡県久留米市合川町字十三部三十一番地の三
福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二

2

指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十六年一月一日から平成二十六年六月三十日までとする。

○関東地方整備局告示第五百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

道路の種類　一般国道

路線名　二百四十六号

道路の区域

区間	変更前	変更後
東京都渋谷区渋谷三丁目一九番一から同区桜丘町一番五まで	敷地の幅員 三七・九メートル～四九・七メートル	敷地の幅員 四一・五メートル～五三・六メートル
	延長 〇・〇八八キロメートル	延長 〇・〇八八キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第五百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十号及び五十二号　甲斐市下今井字割石三〇九八番二地先から同市下今井字主水三六七二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十六日

○北陸地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
長岡市東川口字前島二一三四番一から同市東川口字前島一九七九番一六九まで	敷地の幅員 二七・四六～四七・五八メートル	敷地の幅員 二七・四六～五二・五一メートル
	延長 〇・〇一一五キロメートル	延長 〇・〇一一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　野田　徹